



受動喫煙の
ない社会を!

平成30年度第2回拠点病院間連絡協議会

平成31年1月25日

肝炎総合対策について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室

目 次

1. 肝炎対策予算・・・・・・・・・・・・・・・・	p.2
2. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業・・・	p.4
3. 重症化予防の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	p.14
4. 肝疾患診療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	p.16
5. 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・	p.19
6. B型肝炎特別措置法等について・・・・・・・・	p.25
(資料) 平成30年度肝炎対策に関する調査結果・・・	p.32

1. 肝炎対策予算

平成31年度 肝炎対策予算案の概要

平成31年度予算案 173億円（平成30年度予算額 168億円）

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

89億円（83億円）

○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

・B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

○肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進及び肝がん・重度肝硬変患者への支援

- ②増・肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

40億円（40億円）

・利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。

また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。

- ②改・肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行う。また、新たに、職域のウイルス検査を受けた者に対する初回精密検査について助成を行い、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

6億円（6億円）

○地域における肝疾患診療連携体制の強化

・都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

・国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図る。
・肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円（2億円）

○肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進

・都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

36億円（37億円）

・「肝炎研究10カ年戦略」を踏まえ、B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発等を目指した実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。特にB型肝炎の新たな治療法の開発やC型肝炎治療の予後改善等の研究を開始する。

（参考）B型肝炎訴訟の給付金などの支給

572億円（572億円）

2. 肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業

肝がん・重度肝硬変研究及び肝がん・重度肝硬変患者への支援

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成31年度予算案 14億円（10億円）

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施（平成30年12月開始）。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変に関する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の医療に関する給付を受けている者で、臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者 （所得制限：年収約370万円以下を対象）
対象医療	指定医療機関における肝がん・重度肝硬変の入院医療で、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上の場合に、4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。
自己負担月額	1万円
財源負担	国 1／2 地方 1／2

○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の事務フロー

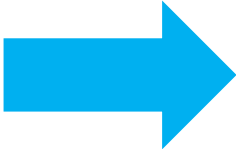
○ 事務フローの例

30年11月	30年12月	31年1月	31年2月	31年3月
入院1月目	入院なし	入院2月目	入院3月目	入院4月目

①医療機関→患者

○制度があることを説明

○入院記録票を交付・記載



②医療機関→患者

○入院記録票を記載



③医療機関→患者（入院3月目又は4月目）

○過去1年で既に3月入院しており、制度の詳細を説明

※入院の医療費が過去1年で既に3月高額療養費算定基準額を超えている必要。高額療養費が支給されている患者さんは、多くの場合、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている。

○入院記録票を記載

④患者→都道府県（入院3月目又は4月目）

○助成の申請書及び以下の添付書類を提出

(1)臨床調査個人票及び同意書

(2)被保険者証の写し（高齢受給者証が交付されているときは、その写しを含む。）

(3)限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し

(4)入院記録票の写し

(5)住民票の写し

(6)70歳以上で所得区分が一般の者は課税・非課税証明書類

⑤都道府県→患者（入院3月目又は4月目）

○参加者証を交付



⑥患者→医療機関（入院4月目）

○入院4月目の際に参加者証を提示して、自己負担1万円で受療

○ 指定医療機関から肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー

1 制度があることの説明（入院のときなど）

- まず、肝がんや重度肝硬変の入院・通院患者さんがいらっしゃいましたら、医療費の助成を受けることができる制度がある旨を伝えてください。
伝えていただくことは次のとおりです。
 - ① 所得要件（世帯の収入が約370万円以下）など、いくつかの条件があるが、条件を満たせば助成を受けることができる。
 - ② また、助成を受けるためには、少なくとも、過去1年で既に3月、肝がんか重度肝硬変で入院していることが必要（※1）。このため、既に3月入院したことを証明するための記録である「入院記録票」（※2）を持っている必要がある。
 - ③ 入院記録票は当院でお渡しできるのでいつでも申し付けてほしい。
 - ④ 助成を受けるためには、お住いの都道府県に申請する必要がある。
- （※1）肝がんや重度肝硬変での入院の医療費が、過去1年で既に3月高額療養費算定基準額を超えている必要があります（この3月は連続する3月でなくても可）。高額療養費が支給されている患者さんは、多くの場合（具体的には、70歳以上で所得区分が一般の場合以外の場合）、高額療養費の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けておられます。
- （※2）「入院記録票」とは、指定医療機関において患者が肝がんや重度肝硬変の入院医療を受けたことを記録するものです。過去1年で既に3月、肝がんか重度肝硬変で入院していることなどを確認することができます。

○ 指定医療機関から肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー

2 制度の詳細の説明（入院のときや、過去1年で既に3月入院したときなど）

- 患者さんが制度の詳細について聞きたいといった場合や、過去1年で既に3月入院しており、4月目以降の入院を見込んで助成を申請することが可能と思われる場合に、次の内容を説明してください。
また、助成を申請することが可能と思われる場合には、都道府県の担当部署を紹介してください。
- ① 助成を受けるためには都道府県で参加者証を発行してもらう必要がある。
 - ② 参加者証の発行には、申請書と添付書類を提出し、都道府県の認定を受ける必要がある。
 - ③ 申請書は当院にあるので申しつけてほしい。
(都道府県の担当課から受け取っておいてください。)
 - ④ 添付書類として必要な書類(※3)がいくつかある。
(※3) 具体的には、(1)臨床調査個人票及び同意書、(2)被保険者証の写し(高齢受給者証が交付されているときは、その写しを含む。)、(3)限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し、(4)入院記録票の写し、(5)住民票の写し、
(6)70歳以上で所得区分が一般の者は課税・非課税証明書類
 - ⑤ 助成を受ける条件に、「研究事業への同意」というものがある。診断書に似た「臨床調査個人票」に「同意書」が一枚になっているもので、添付書類の一つとなっている。「臨床調査個人票」は、指定医療機関の医師が作成して患者に渡す。
 - ⑥ 助成を受けることができる医療は、通院ではなく入院医療のみ。
 - ⑦ 助成を受けるためには所得制限がある。被保険者証を確認してほしい。
 - ・ 70歳未満→加入保険の所得区分「工」または「オ」
 - ・ 70歳以上→加入保険の所得区分「一般」または「低所得」(自己負担割合が2割か1割)
 - ⑧ 肝がんや重度肝硬変の医療費の月額自己負担額が1万円になる。
 - ⑨ 過去1年に既に3月、肝がんや重度肝硬変で入院し、かつ、その医療費が高額療養費の算定基準額(=自己負担限度額)を超えたために高額療養費を加入保険から支給されていること(※4)が助成の要件となっている。
(※4) 高額療養費が支給されている患者さんは、多くの場合(具体的には、70歳以上で所得区分が一般の場合以外の場合)、高額療養費の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けておられます。
 - ⑩ 4月目以降の入院医療費が助成対象となる。

医師の皆様へのお願い

1. 本事業では、**肝がん、重度肝硬変**（Child-Pugh分類B／C、7点以上）の患者さんの**入院医療費**の助成をすることができます。
2. 助成を受けるためには、過去1年の間に既に**3月**（連続する3月でなくても可）、肝がん、重度肝硬変で**指定医療機関**に入院した月があることが必要です。

この証明のために、「**入院記録票**」を持っている必要があります。

皆様の説明が、事業参加への契機となります。肝がん、重度肝硬変で入院予定、入院中、退院後の患者さんがいましたら、事業説明の**リーフレット**をお渡してください。

また、各病院で詳細な説明ができる担当者（部署）を決めていただき、そちらで説明を受けられれば、患者さんの事業参加につながっていくと考えられます。患者さんへの説明に向けた病院内での必要なご調整や担当者のご案内をお願いいたします。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の周知用リーフレット

平成30年12月から

肝がん・重度肝硬変の 入院医療費への助成が 受けられます

医療費の自己負担額が
一定額を超えた月が、
年四か月以上ある場合

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療(※1)を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、都道府県が指定する医療機関（指定医療機関）に入院している場合が対象です。

利用の流れ



①入院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、指定医療機関で入院記録票を受け取って下さい

②助成を受ける手続をします

指定医療機関の医師に臨床調査個人票（診断書）を記載してもらった上で、同意書に署名して下さい

肝がん・重度肝硬変で入院する度に、指定医療機関で入院記録票に入院の記録をしてもらって下さい

臨床調査個人票や同意書、入院記録票(※2)などを添えて都道府県に申請して、参加者証を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院して自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去12月で既に3月以上あるときに、4月目から自己負担額が月1万円となるように助成を受けることができます

※2 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が3月以上あることが記載された入院記録票が必要です。

肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム」(肝ナビ)から、全国の指定医療機関を検索できます。



詳しくは以下の担当までお問い合わせください

都道府県の問い合わせ先

○各都道府県における事業の周知に活用していただくためのリーフレットのひな形を作成・配布

○医療機関等から、入院患者に事業の概要を周知していただくことを想定

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施状況について (都道府県アンケート調査結果)

○平成31年1月18日時点における実施状況のアンケート調査を実施

質問1

医療費の助成について、平成30年12月診療分より開始しているか。

回答

状況	都道府県数	備考
12月診療分から実施	45	
12月診療分から実施の予定	1	実施に向け準備中

※長野県は、県単独事業により実施。

質問2

指定医療機関について、既に指定を行っているか。

回答

状況	都道府県数	備考
指定を実施	44	・指定医療機関数(回答時点): 1, 066 ・左記のうち、今後更にまとまった追加指定を行う見込みがある都道府県数: 3
今後指定する予定	2	(内訳) ・指定手続き中 ・1月下旬から2月中旬にかけて指定の予定

質問3

患者への周知について、どのような取組をしているか。

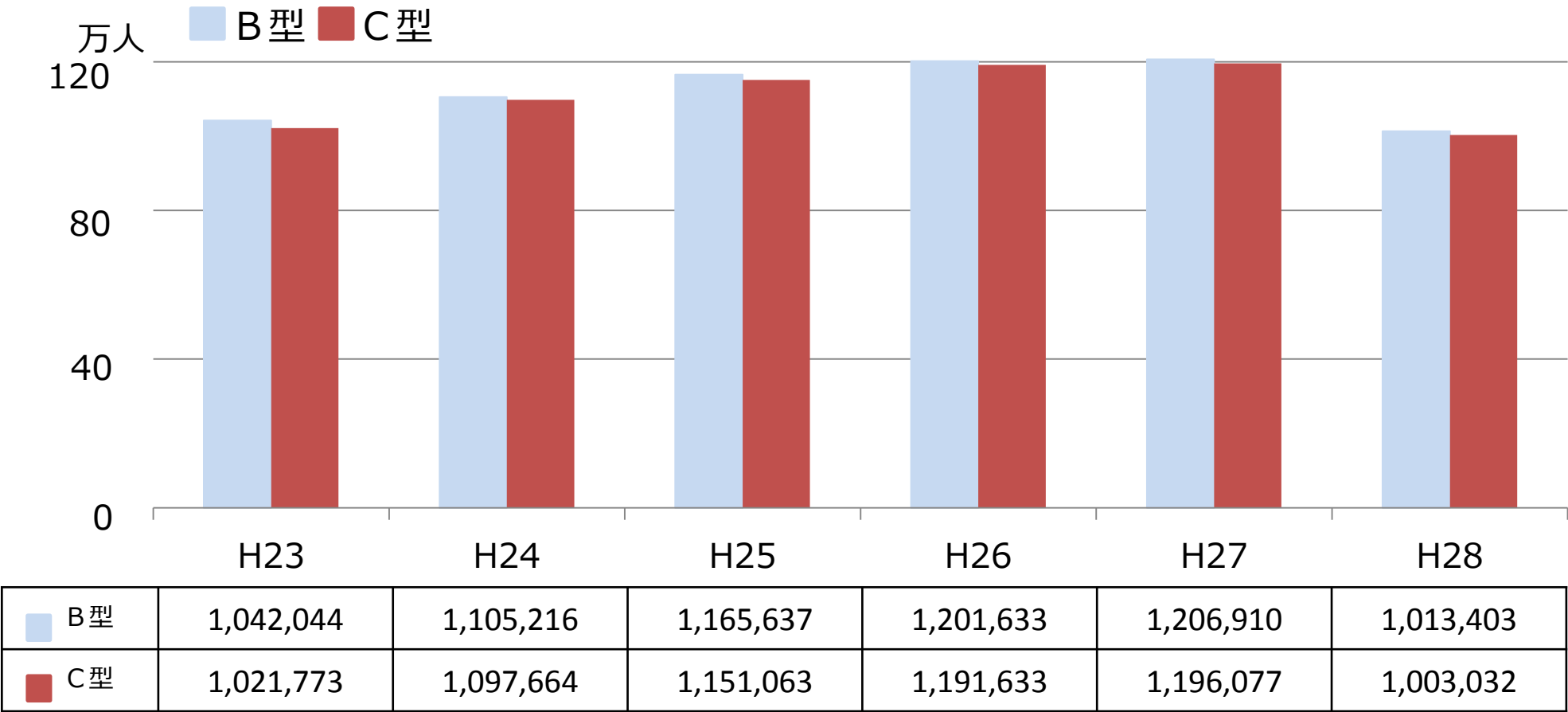
回答(複数回答可)

周知方法		回答数
1. HPに掲載(県twitterへの掲載などを含む)		44
2. 広報誌に掲載		12
3. 庁舎・保健所等でポスター掲示・リーフレット配布		30
4. 新聞等マスコミによる周知		10
5. イベントで周知		7
6. 医療機関でポスター掲示・リーフレット配布		33
(内訳)	指定医療機関(31) 肝疾患連携拠点病院(29) 肝疾患に関する専門医療機関(23) がん診療連携拠点病院(8) その他の病院・診療所(11)	
7. 医療機関に事業の周知や説明を行う担当者(部署)の設定や案内を依頼		19
8. 肝炎医療コーディネーターから周知		12
9. 他団体による周知協力		14
(例)	団体:市町村、県医師会、郡市医師会、薬剤師会、病院協会、肝臓友の会、患者会、原告団 など 周知方法:リーフレットの配布を依頼、会報誌に記載、講演会において制度説明会を実施 など	

3. 重症化予防の推進

地方自治体の肝炎ウイルス検査の受検者数

実施主体	事業名	受検可能な場所	対象者	H28年度実績
都道府県 保健所設置市 特別区	特定感染症検査等事業	保健所 委託医療機関	全年齢	B型：285,272人　C型：274,348人
市町村	健康増進事業	委託医療機関	40歳以上	B型：728,131人　C型：728,684人



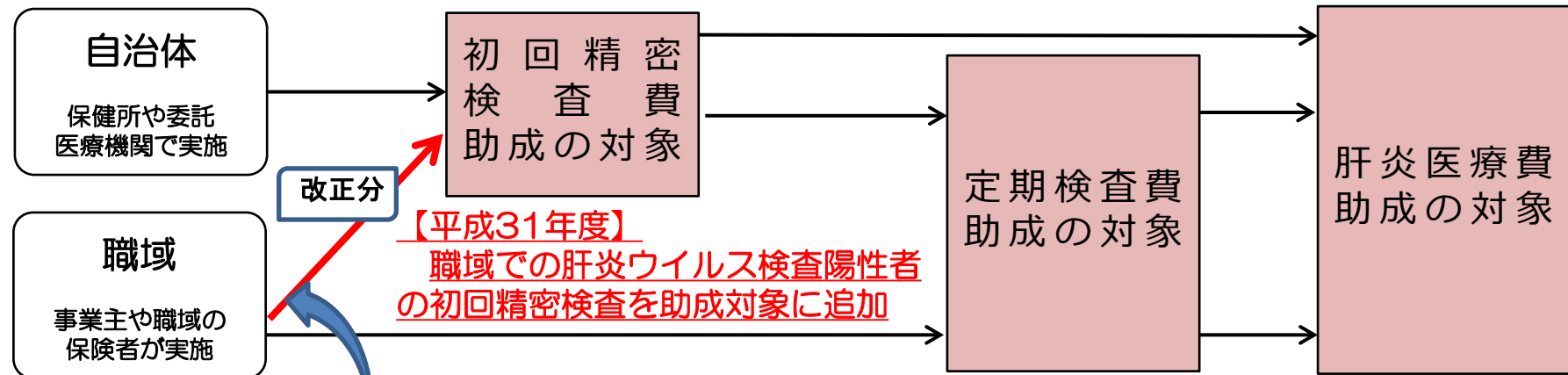
重症化予防推進事業～初回精密検査の対象範囲を職域検査へ拡大

肝炎患者等の重症化予防推進事業

平成31年度予算案

21億円(21億円)

【現行制度】初回精密検査費用の助成は、自治体検査で陽性となった者を対象としている。(都道府県事業)

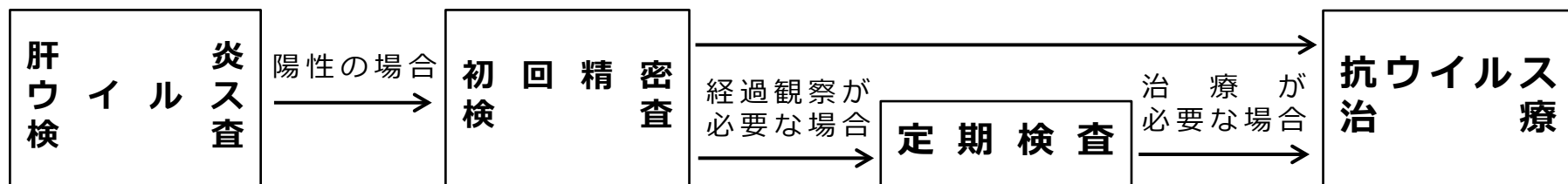


職域検査の結果は、直接居住地の自治体には届かないため、居住地の自治体は助成対象の拡大について、利用促進を図る取組を実施。

【改正後】

職域の肝炎ウイルス検査で陽性となった者を初回精密検査の助成対象とすることで、これまでカバーしきれていない層にアプローチする(※費用負担:国1/2、都道府県1/2)。

(参考) 治療が必要な場合までの流れ



4. 肝疾患診療体制の整備

肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関の選定状況

1. 肝疾患診療連携拠点病院の選定状況：全国71か所（平成30年度）

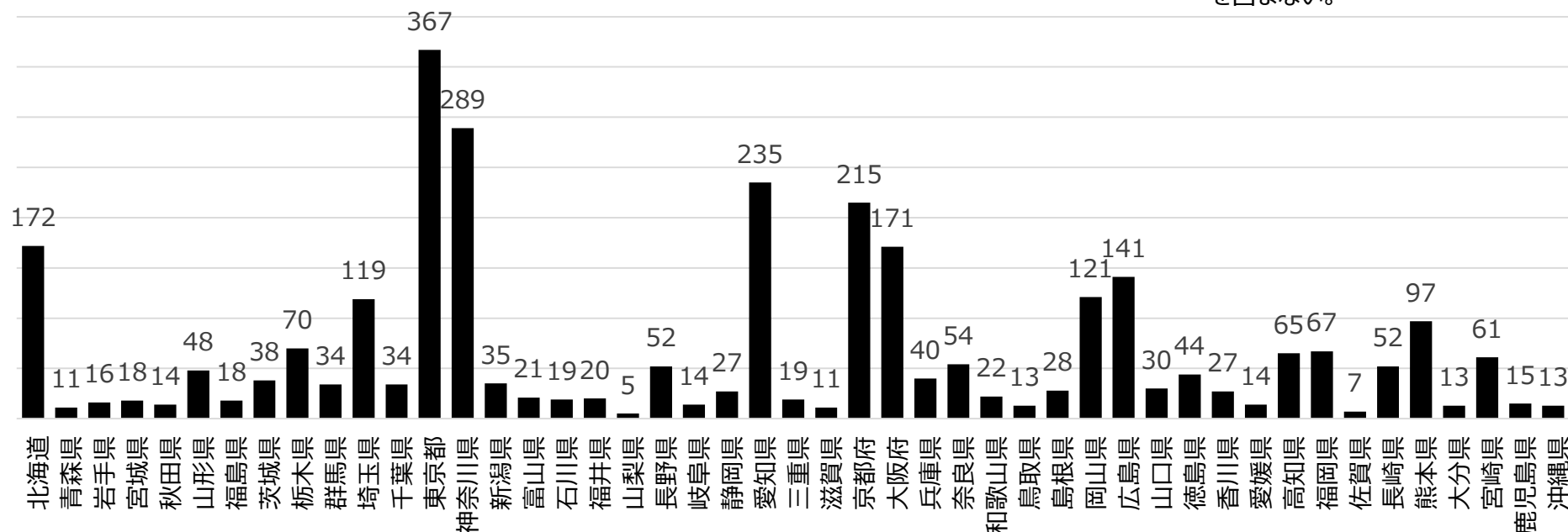
- 71か所すべての拠点病院で、肝疾患相談・支援センターを設置
- 複数の拠点病院がある都道府県は、以下のとおり。（括弧内は箇所数）

北海道（3） 秋田県（2） 茨城県（2） 栃木県（2） 東京都（2）
 神奈川県（5） 富山県（2） 静岡県（2） 愛知県（4） 滋賀県（2）
 京都府（2） 大阪府（5） 和歌山県（2） 広島県（2） 香川県（2）

2. 専門医療機関の選定状況：全国3,016か所（平成29年度）

（※平成28年度 2,966か所）

・拠点病院、県外の専門医療機関を含まない。



拠点病院等連絡協議会の開催状況（平成29年度）

○平成29年度は、未開催が2都道府県に減少。未開催の都道府県については、開催するように拠点病院等の担当者会議で働きかけを実施している。

拠点病院等連絡協議会が開催された都道府県			43 (41)
開催回数（県内の合計）	1 回		24 (25)
	2 回		17 (13)
	3 回以上		2 (3)
肝炎対策協議会と兼ねて開催			2 (2)

複数の拠点病院がある場合の開催状況（※複数の拠点病院がある都道府県は15）

拠点病院ごとに連携をとり開催	11 (10)
各拠点病院単独で開催	2 (2)

※括弧内はH28年度

5. 普及啓発

肝炎総合対策推進国民運動事業の概要

知って、肝炎

Hepatitis: Think Again

概要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」(平成23年5月16日制定、平成28年6月30日改正)に基づき(※)、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進するもの。**

(※) 基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向 (5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発」において、『肝炎ウイルスは感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つための更なる普及啓発に取り組む必要がある。』とされている。

事業の内容

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------|
| 1. 広報戦略の策定 | 5. パートナー企業・団体との活動 |
| 2. 情報発信(メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用) | 6. 広報技術支援(行政の広報施策のサポート) |
| 3. イベントの実施(日本肝炎デー関連イベント、地方自治体の支援) | 7. 国民運動の効果検証 |
| 4. スペシャルサポーターの任命、活動 | 8. 運営事務局の設置 |

⇒ 肝炎の『**早期発見**』『**早期治療**』を重点的に訴求(全ての国民が一生に一度は受検する必要がある「肝炎ウイルス検査」の積極推進)

政策課題解決型の戦略的広報の展開

〔平成30年度の主な活動〕

(1) 全体イベントの実施

- ・実行委員会開催(第1回5/22、第2回10/25、第3回の開催予定)
- ・7/24「知って、肝炎プロジェクト ミーティング2018」開催

(2) 地方での啓発活動

- ・富山県における肝炎集中広報の実施
 - ・都道府県知事、市町村長への表敬訪問の実施
- 〔平成31年1月15日現在、37都道府県、23市町村を訪問〕
(平成26年8月からの累計)

(3) メディア等による啓発

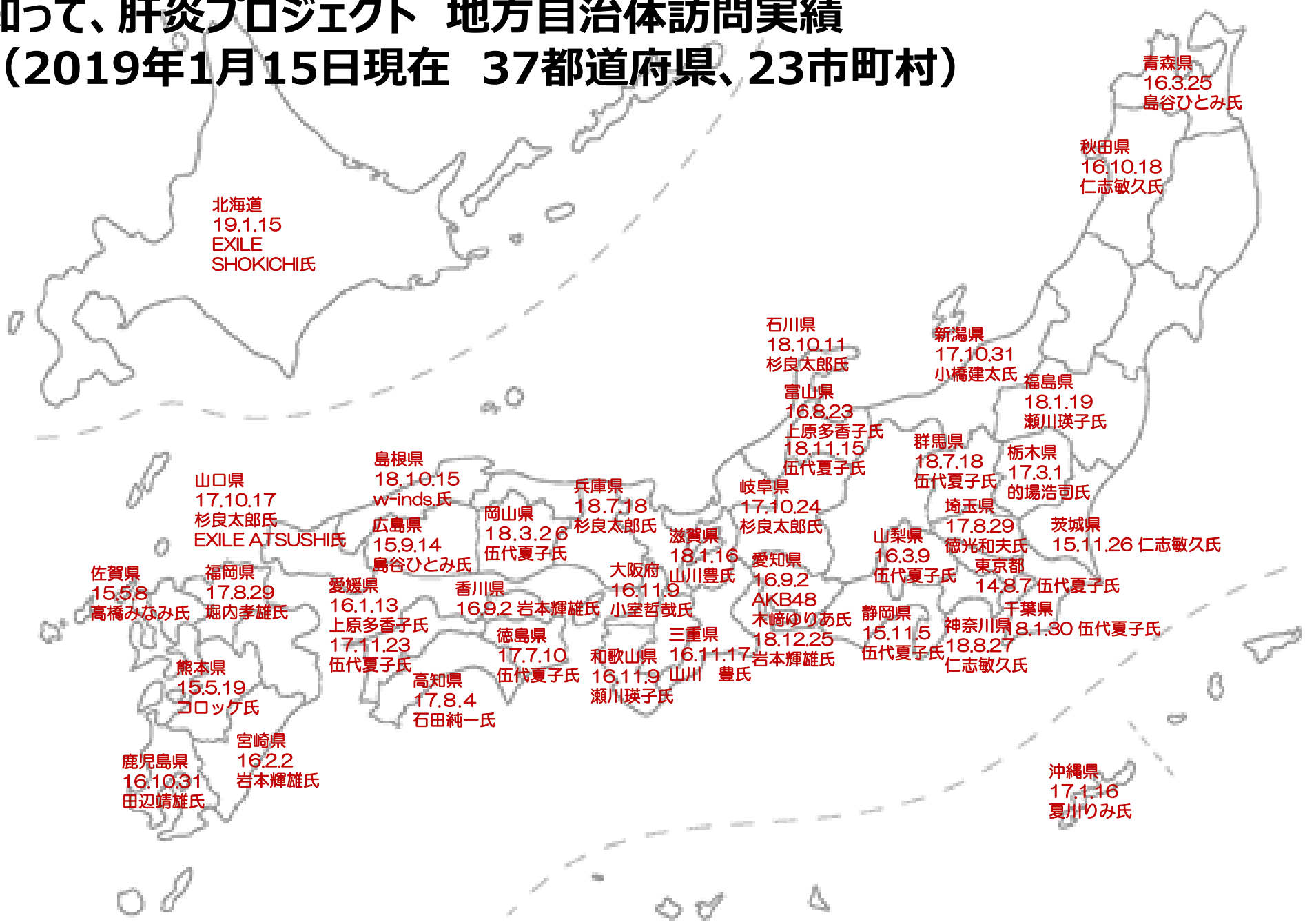
- ・WEB、スポーツ紙等による啓発展開
- ・ポスター等の作成
- ・危険予告動画を厚労省公式You Tube等に掲載中

(4) その他

- ・「知って、肝炎プロジェクト」名義等の活用
- ・パートナー企業との取組み強化(資材の提供、会議開催等)
- ・肝炎医療コーディネーターの支援(知って肝炎プロモーター)

知って、肝炎プロジェクト 地方自治体訪問実績

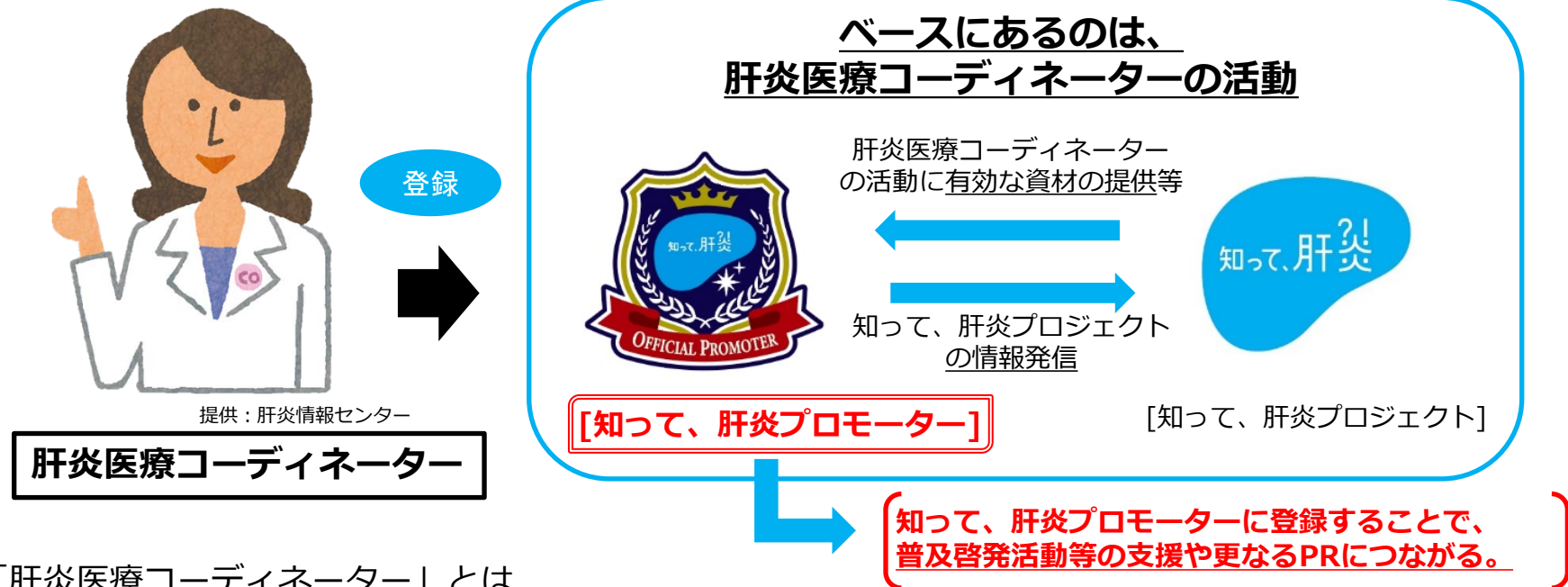
(2019年1月15日現在 37都道府県、23市町村)



知って、肝炎プロモーターについて

知って、肝炎

全国で養成されている肝炎医療コーディネーターの中から「知って、肝炎プロジェクト」の活動への賛同者を募集し、従来の肝炎医療コーディネーターとしての活動に加え、「知って、肝炎プロジェクト」の情報発信者となり、また、肝炎医療コーディネーターの更なるPRを推進するもの。



※「肝炎医療コーディネーター」とは

身近な地域、職域、病院等に配置され、所属する領域にて必要とされる**肝炎に関する基礎的な知識や情報の提供、肝炎への理解と浸透**、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診勧奨、制度の説明など患者等をサポートし、肝炎医療を適切に促進するよう調整する役割を担う。

○「知って、肝炎プロモーター」になるための条件について

各都道府県で認定されている肝炎医療コーディネーターの方であれば、お申し込みいただける。なお、お申し込みの際に肝炎医療コーディネーターであることについての書類（例：認定証の写し）が必要。また、年1回の活動報告を行っていただく。

○「知って、肝炎」HPにて、**申し込み受付中**。

「知って、肝炎プロジェクト」の今後の取組について

- 肝炎ウイルス検査の重要性や肝炎の病態等についての普及啓発事業として、「知って、肝炎プロジェクト」を実施しており、日本肝炎デーにおける啓発イベント、都道府県知事・市長への表敬訪問等を行っている。
- 「知って、肝炎プロジェクト」における知事・市長の表敬訪問は開始から5年となり、ほぼ一巡しつつある。
→ 現行の取組を全般的に見直し、以下のような新たな取組などについて検討・調整を進める。

1 自治体・医師に向けた普及啓発

- 肝炎ウイルス検査の実施状況も踏まえ重点的に知事・市長の表敬訪問を実施する。その際、県・市医師会のご協力を要請するとともに、医師からの検査勧奨を働きかける。
 - ※ 肝炎ウイルス検査については、市町村において、40歳以上を対象とする、他検診（がん検診など）とセットでの受診券（クーポン券）送付が推進されている。
 - ※ 受診券（クーポン券）が送付される時期などに、医師が来院者に他検診（がん検診など）とセットで勧めることで、受検につながりやすくなることから、このような医師による検査の勧奨を、県を通じるなどして市町村などに働きかける。

2 企業に向けた普及啓発

- 保険者団体や企業団体等と連携して表敬訪問・働きかけ等を行う。

3 その他（他の課題と合わせた普及啓発）

- がん検診※等も、知事・市長の表敬訪問において併せて実施の推進（医師からの勧奨等）を要請する。
※胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの検診

肝炎医療ナビゲーションシステム

まずは検査から 肝炎検査ができる病院を検索 肝炎医療ナビゲーションシステム

- 肝炎ウイルス検査ができる病院をウェブで検索できるシステム
- 全国20,000件以上(※)の拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関などの検索が可能
※登録件数は2018年4月時点のものであり順次拡大いたします。
- 2018年12月より、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関の検索が可能（2019年1月7日時点で、31都府県745指定医療機関）



- ✓「地図から探す」をクリックすると、検索したい地域の地図が表示され、肝炎検査のできる病院を簡単に探すことが可能
- ✓ GPS機能で現在地を特定し、最寄りの施設がどこなのかがわかる
- ✓ データ通信の安全性を確保するためにSSLとよばれる暗号化通信を採用



6. B型肝炎特別措置法等 について

B型肝炎特別措置法 ポスター・リーフレットの配布

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、
満7歳になるまでに、
集団予防接種を受けたことがある方へ。



上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用で
B型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じ、
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。



感染しているかどうかを調べるために
肝炎ウイルス検査を受けましょう。
採血だけなので短時間で終わります。
詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、
都道府県にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。



厚生労働省 電話相談窓口
[年末年始を除く平日9:00～17:00]

03-3595-2252

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています（最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります）。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
 - ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
 - ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、
集団予防接種を受けた方
 - ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、
給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等が支払われます。

主な給付金等の内容※1

※1 下記の病態に応じ、訴訟手当金や定期検査費用等が支給されます。

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	20年の除斥期間を経過した方については、 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	900万円
肝硬変(軽度)	2,500万円	肝硬変(軽度)	600万円(300万円)
慢性肝炎	1,250万円	慢性肝炎	300万円(150万円)
無症候性キャリア※2	50万円	無症候性キャリア	50万円

* 現に罹患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額

※2 20年の除斥期間を経過していない方については 600万円

給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

※ これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。(手続を弁護士に依頼し、和解が成立した場合には、給付金額の4%相当分が訴訟手当金として別途給付されます。) 弁護士については、「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。

B型肝炎訴訟に関する資料、問い合わせ先

<訴訟(和解手続等)に関する照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

電話相談窓口：03-3595-2252(直通)

受付時間：午前9時から午後5時まで

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

B型肝炎訴訟の手引き(第5版)

ご自身での提訴を考えている方へ(説明編・提出編)

内容：提訴時に必要な証拠書類の収集方法(説明編)

提出書類の様式集、訴状見本(提出編)

(医療機関向け)覚書診断書作成にあたってのお願い(提出編) など

B型肝炎訴訟の手引き

<第5版>

ご自身での提訴を考えている方へ(提出編)

～はじめに～
この手引きは、主にご自身での提訴を考えている方に向けて、B型肝炎訴訟の和解手続の流れや必要となる様式等についてまとめたものです。
『B型肝炎訴訟の手引き<第5版>—ご自身での提訴を考えている方へ(説明編)』に対応していますので、提訴をご検討されている方は、(説明編)と併せてご参照ください。
この手引きに掲載されている各様式を証拠資料として使用される際には、厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html) からダウンロードしてお使いください。この手引きの各ページをそのまま使用することは出来ませんので、ご注意ください。

平成 29 年 10 月



厚生労働省健康局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

<和解後の給付金等の請求手続に関する照会先>

社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口

電話：0120-918-027(直通)

受付時間：午前9時から午後5時まで

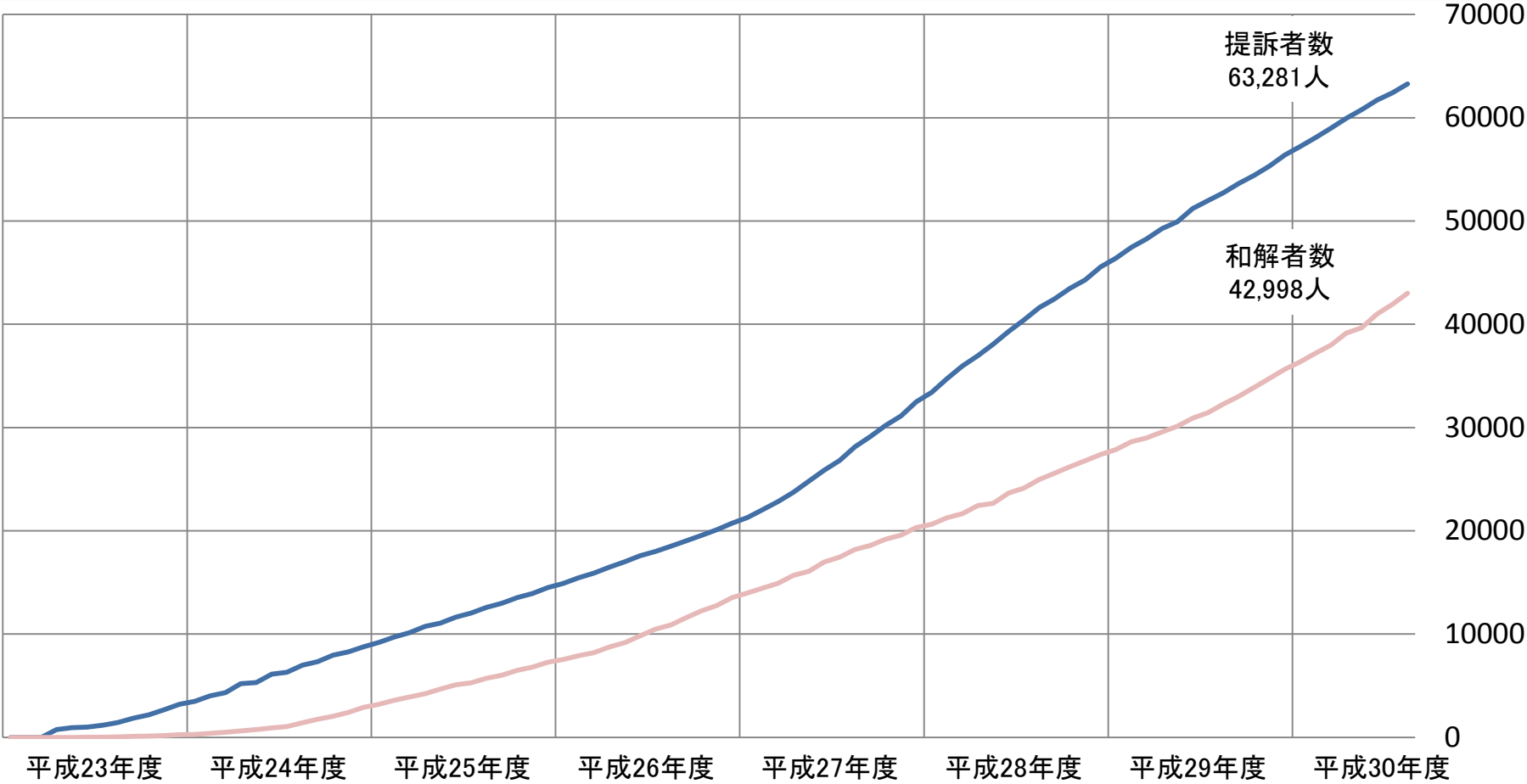
月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

社会保険診療報酬支払基金ホームページ

<http://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/kanen/index.html>

B型肝炎特別措置法 提訴者数及び和解者数の推移

H30.11末まで



	H24年 1月	H24年 3月	H24年 5月	H24年 7月	H24年 9月	H24年 11月	H25年 1月	H25年 3月	H25年 5月	H25年 7月	H25年 9月	H25年 11月	H26年 1月	H26年 3月	H26年 5月	H26年 7月	H26年 9月	H26年 11月	H27年 1月	H27年 3月	H27年 5月
提訴者数	2,180	3,201	4,014	5,185	6,104	6,988	7,949	8,781	9,711	10,732	11,636	12,583	13,530	14,496	15,456	16,467	17,587	18,509	19,537	20,744	22,041
和解者数	122	249	373	621	915	1,414	2,044	2,903	3,585	4,222	5,077	5,710	6,490	7,270	7,900	8,748	9,819	10,878	12,239	13,525	14,447

	H27年 7月	H27年 9月	H27年 11月	H28年 1月	H28年 3月	H28年 5月	H28年 7月	H28年 9月	H28年 11月	H29年 1月	H29年 3月	H29年 5月	H29年 7月	H29年 9月	H29年 11月	H30年 1月	H30年 3月	H30年 5月	H30年 7月	H30年 9月	H30年 11月
提訴者数	23,732	25,867	28,127	30,191	32,482	34,716	36,948	39,284	41,606	43,487	45,562	47,447	49,263	51,217	52,741	54,402	56,376	58,068	59,924	61,684	63,281
和解者数	15,691	16,976	18,174	19,191	20,317	21,249	22,453	23,643	24,960	26,206	27,375	28,629	29,572	30,919	32,271	33,879	35,650	37,199	39,139	40,973	42,998

C型肝炎特別措置法に基づく給付金の請求について

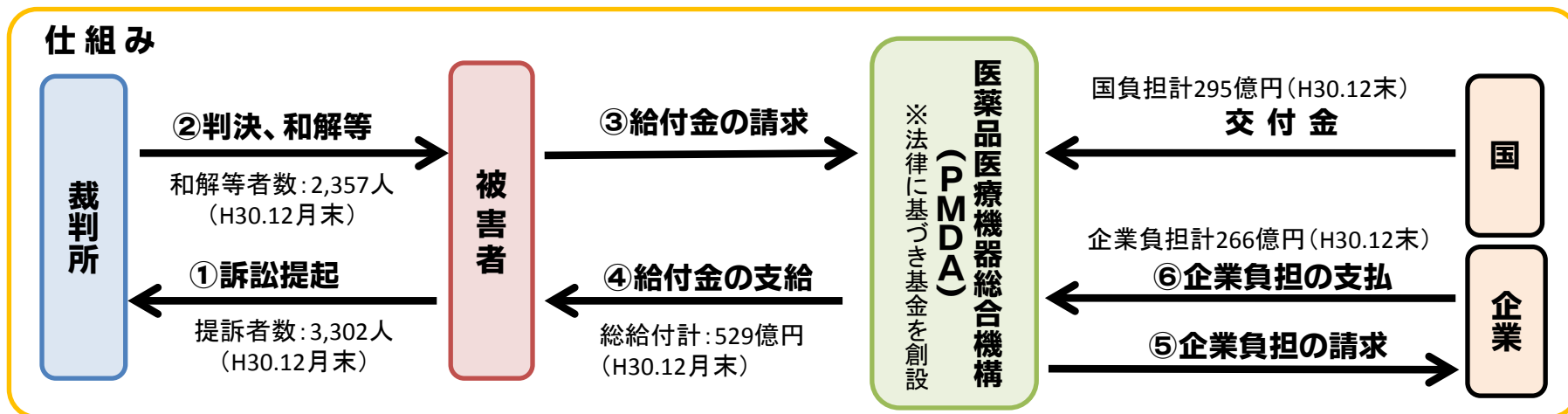
- 感染被害者の製剤投与の時期を問わない早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法により施行。
(平成20年1月16日)。
- 特定の血液製剤(特定フィブリノゲン製剤、特定血液凝固第IX因子製剤)の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方又は相続人に対し、症状に応じて給付金を支給。給付金の支給後20年以内に症状が進行した場合、差額を追加給付金として支給。

【給付内容】肝がん・肝硬変、死亡：4,000万円 慢性肝炎：2,000万円 無症候性キャリア：1,200万円

- 給付を受けようとする者は、給付対象者であることを裁判手続の中で確認の上、証明資料(判決、和解等)と併せて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に請求を行う。

裁判所への「訴えの提起」等は、2023年(平成35年)1月15日(法施行後15年)まで(→日曜日のため1月16日まで)に行わなければならない。※

※平成29年法改正(H29.12.15施行)により、訴えの提起等の期限が延長(法施行後10年→15年)



「C型肝炎特別措置法に基づく給付金の制度」の周知について、ご協力をお願いします。

詳しくは、

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について

ウイルス性感染は感染症法に基づく届出が必要

A型肝炎、E型肝炎は4類感染症→**直ちに**届出をお願いします。

B型肝炎、C型肝炎、その他のウイルス性肝炎は5類感染症→**7日以内に**届出をお願いします。

急性肝炎が対象

届出の基準

- ・A型肝炎:PCR法による病原体の遺伝子の検出 または IgM抗体の検出

- ・B型肝炎: IgM HBc抗体の検出

 - ＞ 明らかなキャリアからの急性増悪例は含まない

- ・C型肝炎:抗体陰性で、HCV RNAまたはHCVコア抗体の検出

 - または ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇

 - ＞ 慢性肝疾患、無症候性キャリア及びこれらの急性増悪例は届出の対象ではない。

- ・E型肝炎:PCR法による病原体の遺伝子の検出

 - または IgM抗体もしくはIgA抗体の検出

資料

平成30年度肝炎対策に関する調査結果（抜粋）

全体の資料は、下記URLより第22回肝炎対策推進協議会の資料が掲載されているウェブページにアクセスし、資料2で確認することができます。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02911.html)

都道府県などの肝炎ウイルス検査の実施状況（平成29年度）
【特定感染症検査等事業】

○全ての実施自治体で保健所又は委託医療機関で肝炎ウイルス検査を無料で実施している。

	肝炎ウイルス検査の無料実施			陽性者 フォローアップ の実施
		保健所	委託医療機関	
都道府県（47）	47	47	41	47
保健所設置市（74）	74	65	52	68
うち政令指定都市 （20）	20	16	18	20
特別区（23）	※ 23	13	17	22
総数（144）	144	125	110	137

※地方自治体の独自事業による実施を含む

市町村の肝炎ウイルス検診の実施状況（平成28年度）

【健康増進事業】

○1,646市区町村で健康増進事業での肝炎ウイルス検診を実施している。このうち1,240市区町村で40歳以上の一定の対象者に無料で実施している。

	肝炎ウイルス検診の実施			無料実施あり
		市区町村実施	委託医療機関	
市町村（1,718）	1,623	179	1,505	1,181
うち保健所設置市（73）	47	5	46	28
うち政令指定都市（20）	6	1	6	4
特別区（23）	23	1	23	23
総数（1,741）	1,646	180	1,528	1,236

※高知県の奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村は中芸広域連合として回答

都道府県などの肝炎ウイルス検査の周知方法（平成29年度）

【特定感染症検査等事業】

- 平成29年度は、新聞等マスコミを使った告知での周知が増加している。
- その他の周知方法については、ほぼ平成28年度と同様となっている。

※括弧内は検査を実施している自治体数		HPに掲載	広報誌に掲載	役場、保健所の掲示版ポスター等	新聞等マスコミを使った告知	イベントにて周知	個別案内	他団体協力	その他
保健所実施	都道府県(47)	47	23	31	30	30	1	12	11
	保健所設置市(65)	64	56	38	11	17	7	2	12
	うち政令指定都市(16)	16	14	9	1	7	2	0	3
	特別区(13)	12	11	7	0	0	2	0	2
委託医療機関実施	都道府県(41)	41	17	24	26	25	1	13	6
	保健所設置市(52)	49	38	29	5	12	12	6	16
	うち政令指定都市(18)	18	13	8	0	6	7	2	5
	特別区(17)	17	16	7	0	2	7	2	0

市町村の肝炎ウイルス検診の周知方法（平成28年度）

【健康増進事業】

○個別案内が最も多く、1,429市区町村で実施している。

※括弧内は検診を実施している自治体数	HPに掲載	広報誌に掲載	役場、保健所の掲示版ポスター等	新聞等マスコミを使った告知	イベントにて周知	個別案内	他団体協力	その他
市町村（1,623）	1,102	1,281	448	60	160	1,407	148	326
うち保健所設置市（47）	41	36	24	3	15	39	6	14
うち政令指定都市（6）	6	6	4	1	2	4	1	2
特別区（23）	22	20	14	0	6	22	1	0
総数（1,646）	1,124	1,301	462	60	166	1,429	149	326

※高知県の奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村は中芸広域連合として回答

都道府県などの肝炎ウイルス検査の利便性を高める取り組み（平成29年度）

【特定感染症検査等事業】

- 平成29年度は、他の検査と同時に実施する都道府県等が増加している。
- その他の取組については、ほぼ平成28年度と同様となっている。

※括弧内は検査を実施している自治体数		出張型検査	他の検査と同時検査	時間外に実施	その他
保健所実施	都道府県（47）	6	40	18	2
	保健所設置市（65）	3	51	20	1
	うち政令指定都市（16）	1	11	5	1
	特別区（13）	0	8	1	2
委託医療機関実施	都道府県（41）	9	11	8	6
	保健所設置市（52）	4	23	16	5
	うち政令指定都市（18）	1	8	8	1
	特別区（17）	0	7	7	1

市町村の肝炎ウイルス検診の利便性を高める取り組み（平成28年度）

【健康増進事業】

- 他の検査と同時検査が最も多く、1,571市区町村で実施している。
- 1,011市区町村が休日に肝炎ウイルス検診を実施している。

※括弧内は検診を実施している自治体数	出張型検査	他の検査と同時検査	夜間での実施	休日での実施	その他
市町村（1,623）	133	1,552	178	999	109
うち保健所設置市（41）	6	45	9	27	3
うち政令指定都市（6）	1	6	2	4	0
特別区（23）	0	19	5	12	1
総数（1,646）	133	1,571	183	1,011	110

※高知県の奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村は中芸広域連合として回答

職域検査促進事業について（平成29年度）

○平成29年度より職域検査促進事業を開始。初年度実施の都道府県は17、保健所設置市は5で、協会けんぽ等と連携して、職場の健診に合わせて行う肝炎ウイルス検査の受検を勧奨している。

※括弧内は実施している自治体数	連携先（複数回答あり）			
	協会けんぽ	健保組合	事業所	検診機関等
都道府県数（17）	13	7	6	6
保健所設置市（5）	2	0	0	3

※括弧内は実施している自治体数	啓発方法（複数回答あり）		
	ポスター・リーフレット作成	イベント・セミナー・講演会等	その他
都道府県数（17）	13	8	7
保健所設置市（5）	3	0	2

初回精密検査の勧奨方法（平成29年度）

【特定感染症検査等事業】

○平成29年度は、受検可能な医療機関案内や、助成制度の案内が増加している。

※括弧内はフォローアップを実施している自治体数		受検可能な医療機関案内	医療機関への紹介状の交付	助成制度の案内	特になし	その他	具体例
保健所実施	都道府県（46）	27	18	44	1	7	・検査結果にリーフレットを同封 等
	保健所設置市（56）	30	28	47	1	6	・陽性者サポート事業について説明している 等
	うち政令指定都市（14）	10	6	11	0	3	・肝炎手帳配付 等
	特別区（12）	5	6	10	0	1	・フォローアップを勧奨している 等
委託医療機関実施	都道府県（39）	23	10	35	0	8	・検査結果にリーフレットを同封 等
	保健所設置市（49）	29	10	43	1	3	・電話により受診勧奨 等
	うち政令指定都市（18）	11	2	15	0	2	・検査結果送付後、精密検査結果の送付が無い場合、勧奨ハガキを送付。その後も未受診の場合、電話にて受診勧奨 等
	特別区（18）	2	1	16	1	0	

初回精密検査後の要医療者に対する勧奨方法（平成29年度）

【特定感染症検査等事業】

○平成29年度は、治療可能な医療機関の案内や、助成制度の案内が増加している。

※括弧内はフォローアップを実施している自治体数		医療機関の案内	医療機関への紹介状の交付	助成制度の案内	特になし	その他	具体例
保健所実施	都道府県（46）	27	8	38	5	7	・肝臓専門医のいる医療機関を案内している ・調査票の送付や電話をしている等
	保健所設置市（56）	18	2	27	23	6	・肝炎かかりつけ医と連携し勧奨している 等
	うち政令指定都市（14）	4	0	6	5	3	・医療機関の情報提供 等
	特別区（12）	3	3	5	4	3	・郵送によりアンケート調査実施等
委託医療機関実施	都道府県（39）	21	7	32	3	10	・肝臓専門医のいる医療機関を案内している 等
	保健所設置市（49）	13	1	21	22	7	・電話による状況確認 等
	うち政令指定都市（18）	3	0	7	9	2	・各医療機関で指導している 等
	特別区（18）	2	1	6	9	2	・医療機関の受診状況等に関する調査票を送付する 等

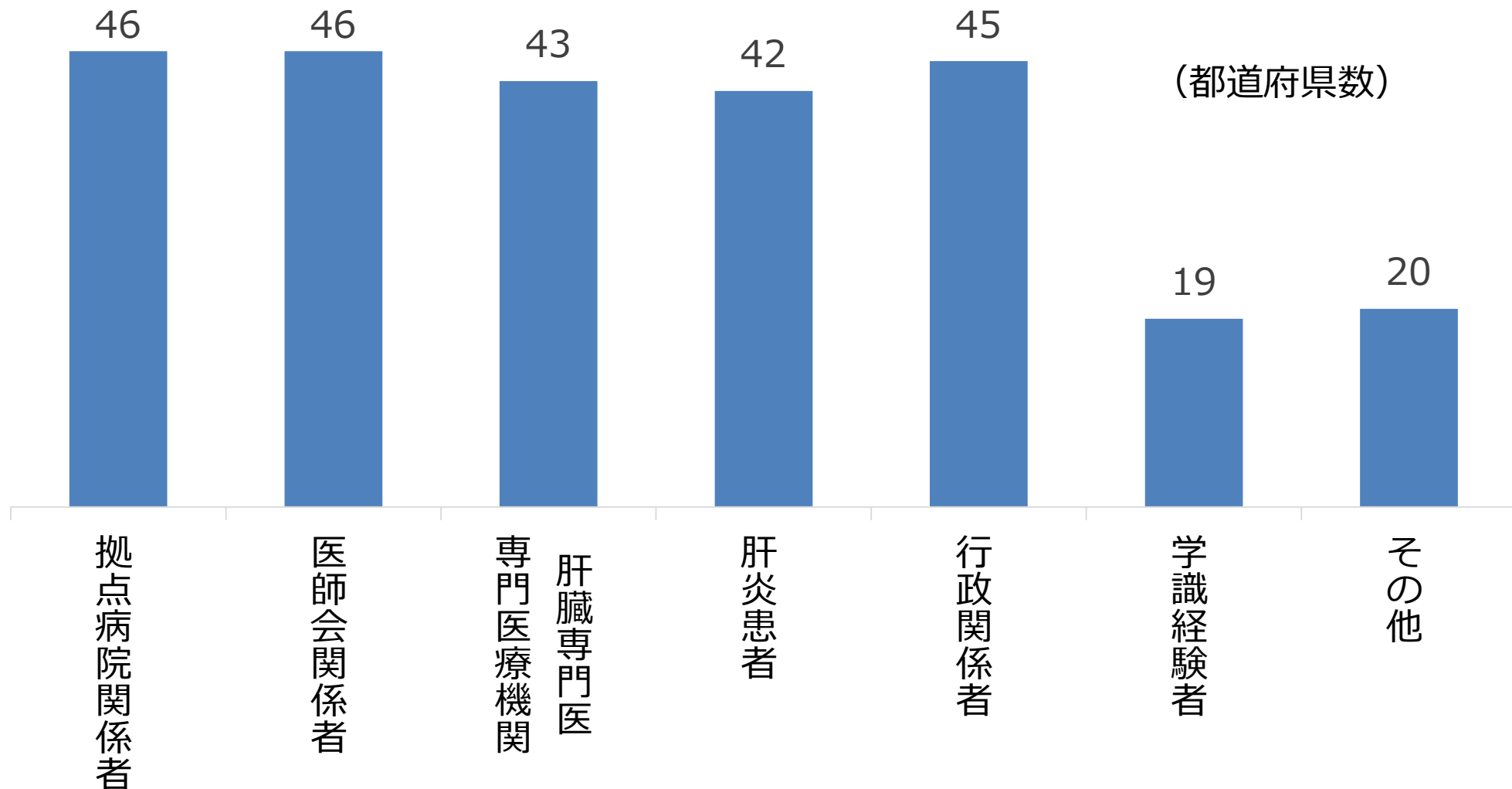
肝炎対策協議会の開催状況（平成29年度）

- 平成29年度は、全ての都道府県で肝炎対策協議会を開催。
- 会議や、議事録又は議事概要を公開している都道府県が増加している。

肝炎対策協議会を開催した都道府県			47 (46)
	開催回数	1 回	30 (33)
		2 回	11 (7)
		3 回以上	6 (6)
肝炎患者を委員に含む			42 (44)
会議を公開している			43 (40)
議事録又は議事概要を公開している			34 (28)

※括弧内はH28年度

都道府県の肝炎対策協議会の構成メンバー（平成29年度）



その他の構成メンバー：病院協会、薬剤師会、看護協会、保険者、一般住民、健診機関、報道関係者、歯科医師会、労働団体、弁護士 等

肝炎対策協議会の主な議題（平成29年度）

○平成29年度は、肝炎医療コーディネーターや、予算の報告、実績報告について主な議題とした都道府県が増加している。

	都道府県数
肝炎に関する計画、目標等について	38（34）
予算の報告、実績報告について	37（26）
肝炎治療特別促進事業について	28（29）
重症化予防事業について	29（29）
医療体制について	24（28）
肝炎医療コーディネーターについて	35（19）
普及啓発について	26（23）
就労支援について	1（0）
差別偏見について	1（3）

※括弧内はH28年度

肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の状況（平成29年度）

○平成29年度は、専門医療機関の全ての要件を満たしている都道府県が増加している。

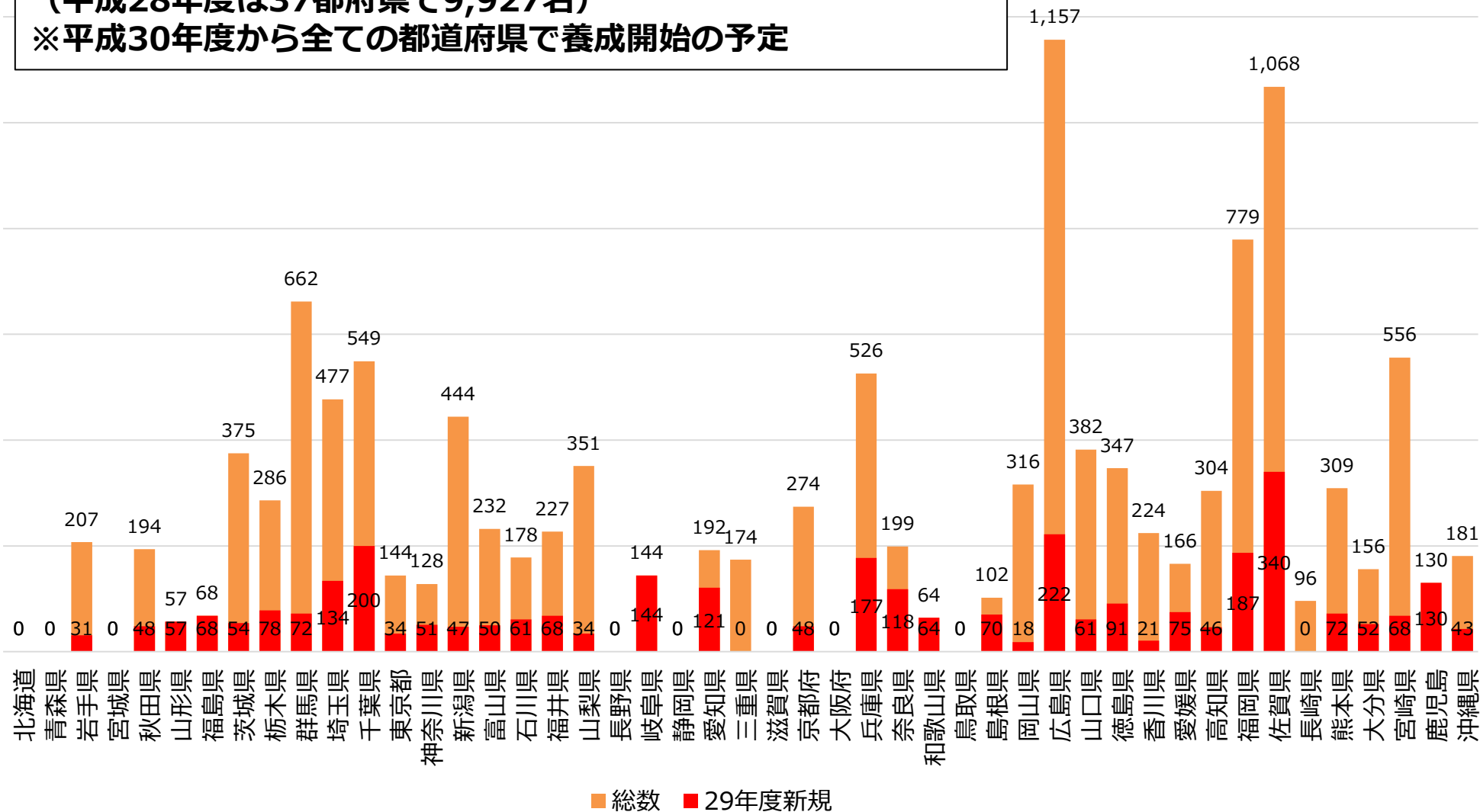
	専門医療 機関を指定	指定要件を 定めている				
			厚労省の通知 に準拠	自治体独自で 基準を設定	要件を 満たしているかを 定期的に把握	要件を 満たしているかを 認定時のみに把握
都道府県 (47)	47 (47)	47 (47)	41 (32)	6 (14)	16 (12)	31 (34)

		都道府県
全ての要件を満たしている		38 (33)
満たして いない 医療機関 がある	①専門的な知識を持つ医師による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が可能	2 (7)
	②インターフェロンなどの抗ウイルス療法が可能	0 (5)
	③肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能	1 (4)
	④学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っている	2 (2)
	⑤肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか施設間連携によって対応できる体制を有する	4 (2)
	⑥かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等の体制を有する	3 (1)

肝炎医療コーディネーターの養成数（平成29年度）

（人）

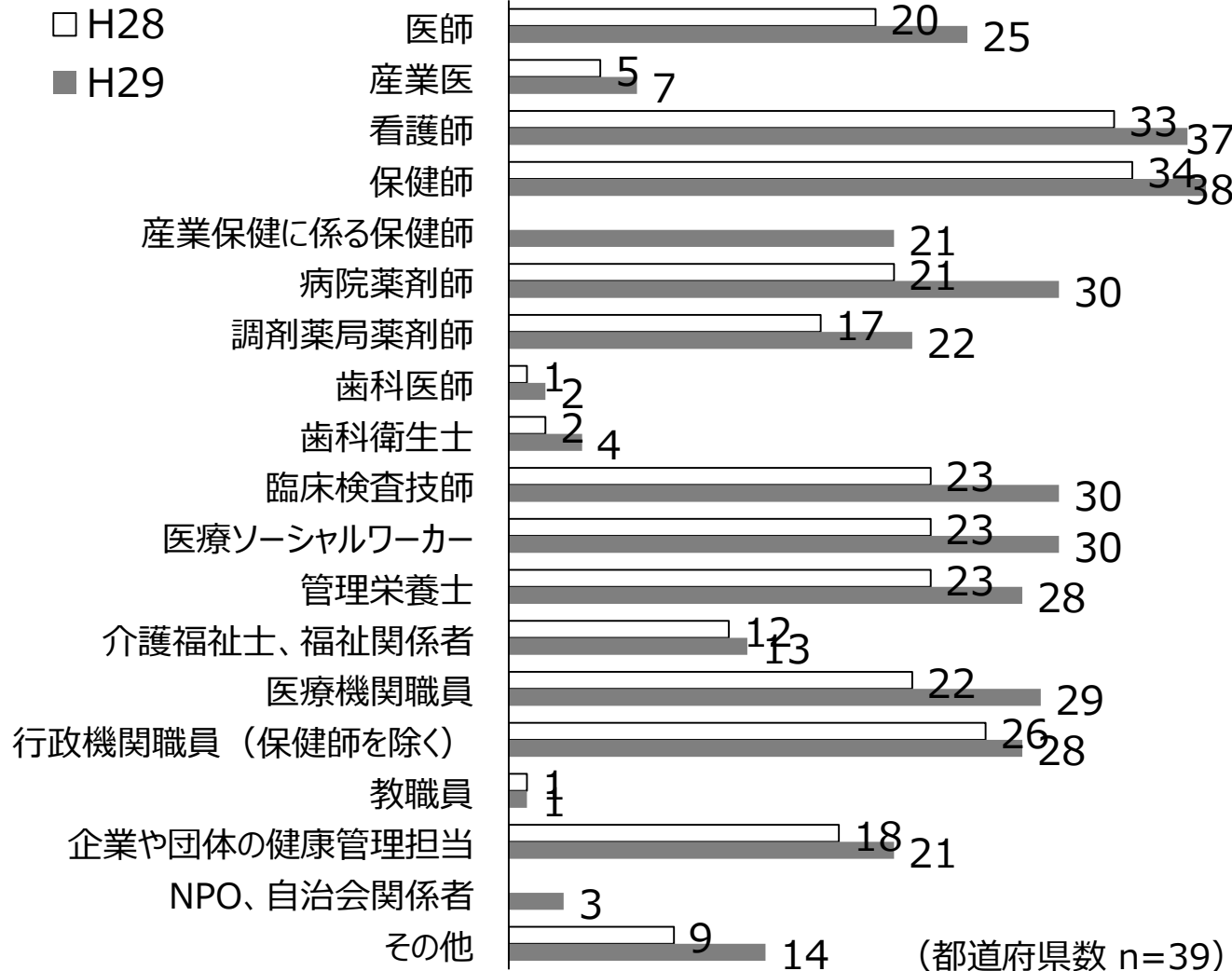
39都府県で計12,425名の肝炎医療コーディネーターを養成
（平成28年度は37都府県で9,927名）
※平成30年度から全ての都道府県で養成開始の予定



■ 総数 ■ 29年度新規

肝炎医療コーディネーターの職種（平成29年度）

○保健師、看護師のほか、薬剤師、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカー、医療機関職員などの職種で肝炎医療コーディネーター養成を行った都道府県が増加している。



患者の参画状況

コーディネーターとして養成 10
研修会の講師 11

(都道府県数)

【参考】

肝炎医療コーディネーターの養成及び活動について
(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知) 抄

5. 肝炎医療コーディネーターの養成

(1) 対象者

- 肝炎患者やその家族が肝炎医療コーディネーターとなり、当事者の視点で支援にあたることも有意義と考えられる。

(2) 内容

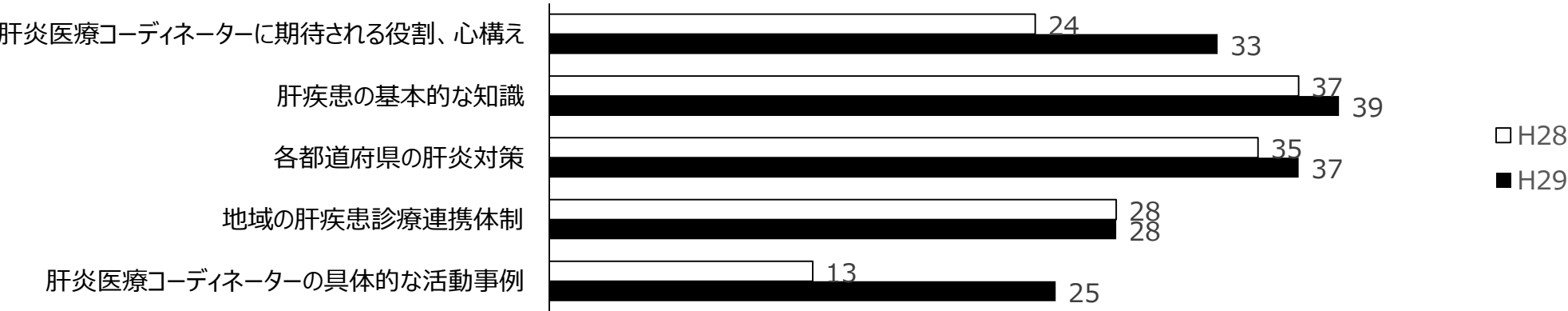
- 肝炎医療コーディネーターには、患者等の気持ちを理解し、それに共感する姿勢と技術が求められる。患者の権利擁護、差別や偏見の防止とともに、個人情報の取扱いについても理解する。必要に応じ、患者やその家族の話を直接聞く機会を設けることなども検討されたい。

肝炎医療コーディネーターの養成、認定など

- 養成研修で、具体的な活動事例や役割、心構えについて取り上げている都道府県が増加している。
- コーディネーター認定を定期的に更新している都道府県、名簿を作成している都道府県が増加している。

■ 肝炎医療コーディネーターの養成研修の内容

(都道府県数 n=39)



※ 上記 5 つは、**肝炎医療コーディネーターの研修内容（習得事項）として考えられるもの**として、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活動について」（健発0425第 4 号平成29年 4 月25日厚生労働省健康局長通知）別紙 5.（2）で示したものである。

■ 肝炎医療コーディネーターの認定など

	コーディネーター認定の 定期的な更新		コーディネーターの名簿		
	定期的に更新	一度認定したら 更新なし	名簿を作成 (定期的に更新)	名簿を作成 (更新なし)	名簿を 作成していない
都道府県数 H28 (n=37)	9	27	20	11	6
都道府県数 H29 (n=39)	16	23	24	14	1

肝炎医療コーディネーターの技能向上、活動支援

- 技能向上の取組として、研修を実施している都道府県が増加している。
- コーディネーターを配置している機関のリストを公表している都道府県や、コーディネーターバッチなどを作成している都道府県も増加している。

	コーディネーターの技能向上の取組（複数回答あり）			研修の実施内容（複数回答あり）		
	研修を実施	文書やインターネットを使用した情報提供を実施	研修を実施していない	講演会、講義	グループワーク	情報交換会
都道府県数 H28（n=37）	20	12	13	—	—	—
都道府県数 H29（n=39）	24	11	11	24	12	12

※「肝炎医療コーディネーターの養成及び活動について」（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）別紙6.（2）より
各都道府県又は都道府県から委託を受けた拠点病院等は、（中略）肝炎医療コーディネーターの継続的な技能向上（スキルアップ）を図るように努めること。

	コーディネーターへの活動支援（複数回答あり）				
	コーディネーターが相談できる体制を整えている	要望を聞く機会を設けている	コーディネーターを配置している機関のリストを公表している	コーディネーターバッチなどを作成している	特にない
都道府県数 H28（n=37）	20	11	6	9	12
都道府県数 H29（n=39）	17	9	14	18	8

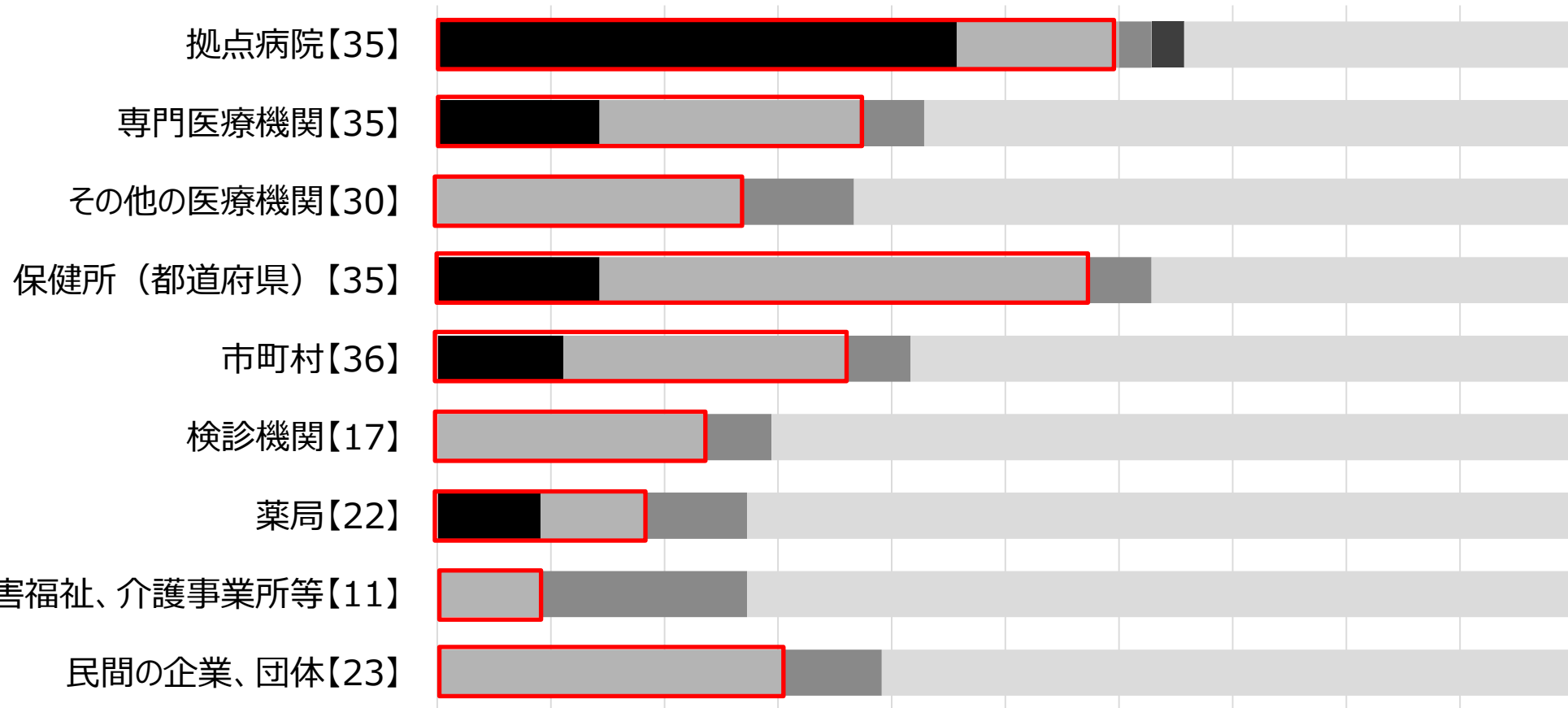
肝炎医療コーディネーターの活動場所と活動度合（平成29年度）

○コーディネーターの活動度合が、拠点病院や保健所で高いと評価している都道府県が多い。

○【 】内は、当該場所に肝炎医療コーディネーターを配置している都道府県の数（n=39）

○ 活動度合は、各都道府県による評価

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■ 積極的に活動している ■ 活動している ■ あまり活動できてない ■ 活動できていない ■ 活動状況不明

肝炎患者支援手帳の作成と内容について

○肝炎患者支援手帳を作成している都道府県が増加している。

肝炎患者手帳を作成	平成28年度	平成29年度
都道府県（47）	30	35

肝炎患者支援手帳の内容

（n=35）

